

# 東京大学教職員組合規約・諸規定

東京大学教職員組合  
(二〇一九年七月発行)

二〇一五年七月一八日開催の東京大学職員組合第一二五回総会において、「東京大学職員組合」は「東京大学教職員組合」と名称を変更いたしました。

なお、本組合の活動に際して、職員と教員が対等平等の立場で参加するとの基本理念は、この名称変更により何ら影響を受けるものではありません。組合の略称は引き続き「東職」とします。

目 次

|               |    |
|---------------|----|
| 一、東京大学教職員組合規約 | 2  |
| 一、役員選挙規約      | 9  |
| 一、在籍専従役員保証規定  | 11 |
| 一、青年部規約       | 13 |
| 一、青年部役員選挙規定   | 18 |
| 一、女性部規約       | 20 |
| 一、旅費規定        | 21 |
| 一、書記就業協約      | 22 |
| 一、書記賃金協約      | 24 |

# 東京大学教職員組合規約

## 第一章 総則

第一条 この組合は、東京大学教職員組合という。

### 第二条

一、この組合は、東京大学教職員によって結成された労働組合である。ただし、組合が承認したのもも加入できる。  
二、但し下記の者は除く。

1) 理事、監事、評議員

2) 労働組合法第二条第一号に該当する者

3) その他前各号に準じる者

第三条 この組合は、東京都文京区東京大学内におく。

第四条 この組合に支部をおく。各支部は総会の議決によって設置され、この規約の精神に基づき、この規約の範囲内でそれぞれの支部規約  
その他必要な規則を定める。

第五条 組合員は、その所属する部局を担当する支部又は単位組合(以下「単組」という)に所属する。

第六条 この組合は

- 一、組合員の賃金、労働時間、その他労働条件の維持改善、経済的・政治的・社会的地位の向上を目的とする。
  - 二、教育、研究制度の民主化を目的とする。
- 第七条 第六条の目的を達するために、左の条項の事業を行う。
- 一、組合員の賃金、労働時間、待遇並びに労働条件の維持改善。
  - 二、労働協約の締結に関する事項。
  - 三、教育、研究制度の民主化。
  - 四、組合員の文化、教養、福利、厚生。
  - 五、その他、前条の目的達成に必要なこと。

## 第二章 組合員の権利

第八条 何人も、いかなる場合においても、年齢、性別、人種、職種、信条、門地、地位などにより組合員たる資格を奪われず、また、差別待遇されてはならない。

第九条 組合員は、労働組合の全ての活動に参加する権利、及び均等の取扱を受ける権利を有する。

### 第十条

一、組合員は各機関及び役員の活動について報告を求め、自由に批判することが出来る。

二、組合員は、規約に基づき、資格を有する所定の会議に出席して、自己の自由意志に基づいて発言し、また決議に参加することができる。

第十一条 組合員は、規約に基づき、役員、執行委員、代議員などを選挙し、また選挙される権利を有する。

## 第三章 機関及び役員

第十二条 この組合に次の機関をおく。

一、総会

二、委員会

三、執行委員会

第十三条 総会はこの組合の最高決議機関であつて、定期総会は一年一回会計年度終了後速やかに開く。臨時総会は執行委員会又は委員会が必要と認めた場合に開くことができる。

第十四条 総会は、代議員で構成する。代議員は組合員数三十以下の支部又は単組から一名、組合員数三十一名以上六十名までの支部又は単組から二名、それ以上は六十名又はその端数につき一名の割合で選出する。

第十五条 次の事項は総会で審議決定しなければならない。

一、組合規約の制定及び改廃

二、組合の決算、予算の承認

三、役員、執行委員の選出

四、組合員の上部団体役員就任の承認

五、他の組合、団体との連合、それへの加入および脱退

六、運動方針の決定及び事業報告

七、組合員及び役員への制裁

八、組合基金の流用及び重要な組合資産の処分

九、支部の設置および廃止

十、その他組合員を拘束する重大な事項

第十六条 委員会、総会に次ぐ決議機関であつて、執行委員会が必要と認めるとき、又は五つ以上の支部又は単組から要求があつた場合に開かれる。

第十七条 委員会、執行委員会は委員で構成する。委員は組合員数六十名以下の支部又は単組から一名、組合員数六十一名以上百二十名までの支部又は単

組から二名、それ以上は組合員数百二十名又はその端数につき一名の割合で選出する。

第十八条 執行委員会は次の事項を審議決定する。

- 一、規約第二条二の組合員資格の決定
- 二、総会、委員会の議決に基づき、組合の業務執行に必要な事項
- 三、総会、委員会に提出する事項
- 四、労働協約の締結に関する事項
- 五、争議行為の開始に関する事項
- 六、同盟罷業に関する事項

第十九条 同盟罷業は組合員の直接無記名投票による過半数の賛成を要する。

第二十条 総会及び委員会の代議員は、支部又は単組ごとに全組合員が平等に参加し、直接秘密の無記名による投票者の過半数によって選出する。

第二十一条 執行委員会は、組合の執行機関である。

第二十二条 執行委員会は、執行委員で構成する。

第二十三条 この組合に次の役員をおく。

- 一、執行委員長一名
- 二、副執行委員長一名ないしは二名
- 三、執行委員若干名
- 四、書記長一名
- 五、書記次長一名
- 六、会計監査二名

第二十四条 執行委員長は、組合を代表する。

副執行委員長は執行委員長を補佐し、執行委員長事故あるときは、その職務を代理する。

書記長は、執行委員長を補佐して事務を処理する。

書記次長は、書記長を補佐して、事務を処理する。

会計監査は、会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第二十五条 この組合の役員は、総会で代議員の直接秘密の無記名投票による投票者の過半数で選出され、全組合員が平等に参加する機会を有する直接秘密投票によって投票者の過半数の信任を得なければならない。ただし、単一化が完成するまで全組合員による秘密投票は省略できる。細則は、役員選挙規定でこれを定める。

第二十六条 役員任期は、一カ年とする。

第二十七条 会議は構成員の過半数で成立する。委任状は認めない。会議の議長は、その都度構成員の中からきめる。

第二十八条 議事は、過半数で決する。賛否同数の場合は、議長が定める。

第二十九条 この組合に専門部として青年部および女性部をおく。

青年部および女性部の組織ならびに運動に必要な規約は別に定める。但し、これらの規約の改廃は委員会の承認を必要とする。

## 第四章 会計

第三十条 この組合の経費は、組合費、寄附金及びその他の収入をもってあてる。組合費は総会で決める。この組合の会計年度は、五月一日から翌年の四月三十日までとする。

### 第三十一条

一、組合は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であるという証明書と共に、すべての財産及び使途、主要な寄付者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告を少なくとも一年に一回、組合員に対して公表する。

二、組合は、組合員の請求があれば、いつでも会計帳簿を公開しなければならない。

## 第五章 加入、脱退及び統制



第三十二条 この組合に加入しようとするものは、申込書を支部または単組を経由して執行委員に提出して承認を受ける。

第三十三条 この組合を脱退するときは、その理由をつけた届書を支部または単組を経由して執行委員会に提出して承認をつける。

第三十四条 上部団体の加盟及び脱退など重要事項の決定は、代議員の直接秘密平等の投票により総会構成員の過半数の賛成をえなければならぬ。

第三十五条 組合員は規約、総会の決議に反し、または組合の名譽を傷つけ、義務を怠ったときは、委員会の決議によって左の処分をつける。

一、資格停止

二、除名

第三十六条 役員が組合の名譽を傷つけ、義務を怠ったときは、委員会の決議によって解任する。

第三十七条 前二条の処分をする場合は処分を受けようとする者が弁明をする機会を与えてからでなければ、それを決議してはならない。

第三十八条 組合員が長期にわたり組合費の納入を行っていないときは、前三条の規定に関わらず、執行委員会の議によって資格停止を決定することができる。

## 第六章 規約改正・組合解散

第三十九条 この規約の改正は、組合員の直接秘密平等の投票により総会構成員の三分の二以上の賛成をえなければならない。

第四十条 この組合の解散は、組合員の直接秘密平等の投票により総会構成員の四分の三以上の賛成をえなければならない。

## 第七章 附則

この規約は、一九五五年五月二日から効力を生ずる。

以上

一九五五年 五月二一日 第二七回総会にて改正  
一九八五年 四月五日 第三四回総会にて一部改正  
一九六一年 四月二二日 第四四回総会にて改正  
一九六七年 四月二五日 第五三回総会にて一部改正  
一九六八年 四月二一日 第五五回総会にて一部改正  
一九七一年 四月二四日 第六一回総会にて一部改正  
一九七一年 〇月一六日 第六二回総会にて一部改正  
一九七二年 四月一五日 第六三回総会にて一部改正  
一九七三年 四月二六日 第六四回総会にて一部改正  
一九七四年 五月一八日 第六六回総会にて一部改正  
一九七六年 六月二六日 第六九回総会にて一部改正  
一九九六年 六月二〇日 第九二回総会にて一部改正  
二〇〇一年 〇月二七日 第九九回総会にて一部改正  
二〇〇二年 三月二六日第一〇〇回総会にて一部改正  
二〇〇四年 五月一日第一〇四回総会にて一部改正  
二〇〇八年 〇月二五日第一一四回総会にて一部改正  
二〇一五年 七月一八日第一二五回総会にて一部改正  
二〇一九年 七月六日第一二九回総会にて一部改正

## 役員選挙規定

### 第一章 総則

第一条(適用範囲) 東京大学教職員組合規約第二十五条の役員選出は、この規定によって行う。

第二条(定義) この規定で四役とは、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長をいう。

### 第二章 四役

第三条(選挙管理委員会)

一、選挙管理委員会は、執行委員会が要請した単位組合(以下、「単組」という)・支部から選出された三名の選挙管理委員で構成し、互選による委員長をおかなければならない。

二、執行委員会は選挙の行われる総会日の三十日前までに、選挙管理委員の選出を単組・支部に要請する。

三、選挙管理委員会は、選挙の行われる総会日をもって任務を終了する。

第四条(公示—当選者確認)

一、選挙管理委員会は、公示日を決め各単組・支部に通告する。立候補及び推薦の締切日(以下、締切日という)は、公示の日以後七日を経た日とする。

二、締切日までに四役の全部または一部について立候補又は推薦があった場合には、選挙管理委員会は締切日以後一週間以内に立候補者及び被推薦者(以下、候補者という)についての選挙公報を作成・配布しなければならない。選挙公報は、紙媒体・電子媒体のいずれかもしくは両方で作成する。

三、投票は総会において代議員の無記名投票とし、その開票および集計は、選挙管理委員会がこれを行う。

四、候補者が定員を超過する場合は、得票者の上位より順次定員までを当選者とする。

五、候補者が定員を超えない場合は、候補者一人ひとりについて、総会において信任投票を行う。信任投票は投票総数の過半数を得なければならぬ。

六、選挙管理委員会は、当選者を確認したたちにこれを執行委員会に報告しなければならない。

第五条(第四条の特則)

七、右の一・二にいう推薦は執行委員会が行う。

### 第三章 執行委員

第六条

一、各単組・支部は定期総会までに執行委員候補者を決定し、選挙管理委員会に報告する。

二、選挙管理委員会は、定期総会において各単組・支部から報告された執行委員候補者名簿を提出し、その信任を求めなければならない。

信任投票は投票総数の過半数を得なければならない。

三、任期中の執行委員の補充および交代は、総会決議の委任にもとづき執行委員会でこれを承認する。

### 第四章 改正

第七条 この規定の改正は、組合規約と同等の取扱いを受ける。

二〇二二年一月四日第一二一回臨時総会にて一部改正  
二〇一九年七月六日第二二九回定期総会にて一部改正

## 在籍専従役員補償規定

第一条 この規定は、東京大学教職員組合の決議機関で選出された在籍専従役員の補償に関する規定である。

第二条 この規定において在籍専従役員の補償とは、在籍専従役員期間を満了したものに対する損失補償をいう。

第三条 第二条にいう補償は、次のように行う。

一、昇給延伸に伴う補償

〔補償額の算定〕

年損失補償額（昇給間差額×延伸月数）に定年までの残余年数にもとづいて複利年金現価率

（五・五％）を乗ずるものとする。

二、退職手当および退職年金の損失補償については、在籍専従役員期間一カ月につき五千円の補償金を支する。

第四条 この規定の補償適用に要する経費は、専従者退職補償金をもってこれにあてる。

第五条 この規定の改廃は、委員会の承認をえなければならない。

第六条 この規定は、一九九二年一〇月三十一日より施行する。

一九七七年一〇月二三日 第七七回総会決定

一九九二年一〇月三十一日 第八八回総会改定

複利年金原価率表

| 年数 | 複利年金原価率  |
|----|----------|
| 26 | 13.66250 |
| 27 | 13.89810 |
| 28 | 14.12142 |
| 29 | 14.33310 |
| 30 | 14.53375 |
| 31 | 14.72393 |
| 32 | 14.90420 |
| 33 | 15.07507 |
| 34 | 15.23703 |
| 35 | 15.39055 |
| 36 | 15.53607 |
| 37 | 15.67400 |
| 38 | 15.80474 |
| 39 | 15.92866 |
| 40 | 16.04612 |

| 年数 | 複利年金原価率  |
|----|----------|
| 1  | 0.94797  |
| 2  | 1.84632  |
| 3  | 2.69793  |
| 4  | 3.50515  |
| 5  | 4.27028  |
| 6  | 4.99553  |
| 7  | 5.68297  |
| 8  | 6.33457  |
| 9  | 6.95220  |
| 10 | 7.53763  |
| 11 | 8.09254  |
| 12 | 8.61852  |
| 13 | 9.11708  |
| 14 | 9.58967  |
| 15 | 10.03758 |
| 16 | 10.86461 |
| 17 | 11.05584 |
| 18 | 11.24607 |
| 19 | 11.60765 |
| 20 | 11.95038 |
| 21 | 12.27524 |
| 22 | 12.58731 |
| 23 | 12.87504 |
| 24 | 13.15170 |
| 25 | 13.41393 |

# 青年部規約

## 第一章 総則

第一条 この部は、東京大学教職員組合青年部と称する。この部は、東京大学教職員組合規約に基づいて恒常的専門部として設置する。

第二条 この部は、東大に働く青年労働者の力を結集して東大職組の推進力となると共に、青年労働者の友好と連帯、統一と団結を強め、青年労働者の多面的要求の実現と社会的、経済的、文化的、政治的地位の向上をはかることをもって目的とする。この目的実現のため、組織の早期単一化を目指す。

第三条 前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- 一、 青年部員の待遇及び労働条件の改善に関すること。
- 二、 文化、スポーツ、レクリエーションに関すること。
- 三、 教育、学習に関すること。
- 四、 生活改善、権利拡大、平和と民主主義の擁護発展に関すること。
- 五、 友誼団体との友好、協力、連帯、統一に関すること。
- 六、 大学の自治を守り、自主的民主的的改革をめざす。
- 七、 その他、前条の目的達成に必要なこと。

第四条 この部は、東大職組傘下の各単組青年部及び青年部準備会によって構成する。

## 第二章 機関

第五条 この部には次の機関を置く。

一、 大会

二、 委員会

三、 常任委員会

第六条 大会はこの部の最高決議機関であつて、年一回定期的に開かれる。

但し、次の場合には速やかに臨時大会を開く。

一、 常任委員会又は委員会が必要と認められた場合。

二、 単組青年部及び青年部準備会の三分の一以上から要求があつた場合。

第七条 大会は、次の事項を審議し決定する。

一、 運動方針

二、 活動報告の承認

三、 役員の選出及び承認

四、 予算の決定及び決算の承認

五、 会計監査報告の承認

六、 青年部規約の改正

七、 その他、重要と思われる事項

第八条 大会は代議員で構成する。代議員は、各単組青年部及び青年部準備会から部員五名につき一名の割合で選出する。

但し、五名未満は一名とする。端数については二〇名未満は二捨三入、二〇名以上は切捨てとする。

第九条 委員会は大会に次ぐ決議機関であつて、常任委員会が必要と認められた時開く。

但し、次の場合には速やかに委員会を開かなければならない。

一、 十分の一以上の部員から要求があつた場合。

二、 単組青年部及び青年部準備会の四分の一以上から要求があつた場合。

第十条 委員会は、次の事項を審議し決定する。但し、三項・四項・五項は後で大会の承認を必要とする。



- 一、 大会決定の具体化
  - 二、 大会から委託された事項
  - 三、 常任委員の交替及び補充の承認
  - 四、 規程の改廃
  - 五、 その他、緊急かつ重大な事項
- 第十一条 委員会は委員で構成する。委員は、各単位組合青年部及び青年部準備会から部員十名につき一名の割合で選出する。但し、十名未満は一名とし、十名以上の端数は四捨五入とする。
- 第十二条 常任委員会は、この部の執行機関であり、随時これを開く。
- 第十三条 常任委員会は、第十四条一項の役員でこれを構成する。

### 第三章 役員

第十四条 この部には、次の役員を置く。

一、 部長 一名 副部長 二名 常任委員 若干名

二、 会計監査 二名

第十五条 部長は、この部を代表する。

副部長は、部長を補佐し、部長に事故ある時はその任務を代行する。

会計監査は会計を監査し、その結果を大会に報告する。

第十六条 役員は大会において決定する。選挙規定については別に定める。

第十七条 役員の任期は一年とする。但し、再任はさまたげない。

### 第四章 会議

第十八条 大会、委員会、常任委員会の招集の責任は部長が負う。

第十九条 大会、委員会、常任委員会は、構成員の過半数で成立する。委任状は認めない。

第二十条 大会、委員会の議長は構成員の中から選出する。

第二十一条 議事は出席者の過半数で決する。賛否同数の場合は議長が決する。

但し、第七条六項、第二十七条、第二十八条の場合は、構成員の過半数の賛成を必要とする。

## 第五章 財政

第二十二条 この部の経費は、東大職組青年部費及びその他の収入をもつてあてる。

第二十三条 会計年度は、東京大学教職員組合に準ずる。

第二十四条 会計年度の終了後速やかに会計監査をうけなければならない。

## 第六章 加入、脱退及び処分

第二十五条 この部に加入を希望する単組青年部及び青年部準備会は、当該の単組の承認をふまえ申し込み書を常任委員会に提出し、承認をうける。

第二十六条 この部を脱退する時は、当該単組の承認を得て脱退届を常任委員会に提出し、委員会の承認を受ける。

第二十七条 規約、大会の決定に反し、又はこの部の名誉を傷つけ、義務を怠った所屬青年部は、大会の決議によつて以下の処分をうける。

### 一、 謝罪

二、 除名

第二十八条 役員がこの部の名譽を傷つけ義務を怠った時は、大会の決議によって解任される。

第二十九条 第二十七条、第二十八条の処分を受けた者がこれに不服な時は、大会に申し出てその可否の決定をうけることができる。

第三十条 この規約の改正は、大会代議員の直接秘密平等の無記名投票により、大会構成員の過半数の賛成を必要とする。

第三十一条 この規約は、一九七五年六月二六日から効力を生ずる。

## 青年部役員選挙規定

第一条 東京大学教職員組合青年部規約第十六条による役員を選出は、この規定によって行う。

### 選挙管理委員会

#### 第二条

一、 常任委員会は、選挙管理委員会を招集する。

二、 選挙管理委員は、各単位組合青年部・青年部準備会から一名ずつ選出し、三名以上の出席によって成立する。

三、 選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選により決める。

#### 第三条

選挙管理委員会は、次のことを行う。

一、 選挙の告示（大会の三週間前までに行う。）

二、 立候補の受付と発表。公示期間は一週間とする。

三、 投票及び開票の管理。

四、 投票の有効・無効の判定及び当選者の発表。

五、 その他選挙管理に必要な事項。

### 部長、副部長

第四条 立候補しようとする者は、単組青年部及び青年部準備会の推薦を得た上で選挙管理委員会に届け出る。

第五条 立候補が定員に満たない場合は、委員会において推薦する。

#### 第六条

- 一、 選挙は、大会において代議員の直接秘密平等の無記名投票で決める。
- 二、 投票総数の過半数を得た候補者が当選となる。
- 三、 過半数を得た者がいない場合、上位二者より決選投票を行い、絶対多数を得た者が当選者となる。
- 四、 委員会において推薦された候補者は、過半数の信任投票を得なければならない。

#### **常任委員、会計監査**

第七条 常任委員、会計監査は、委員会において推薦を行い大会において承認を得なければならない。

第八条 この規定の改正は、委員会で行う。

## 女性部規約

- 第一条 この女性部は東京大学教職員組合女性部（以下女性部といい、東京大学教職員組合を東職という）といい、東職規約第二十条に基づいて設置し、事務所を東職書記局におく。
- 第二条 女性部は、東職執行委員会の下に女性職員で組織する。
- 第三条 女性部は、東職規約及び運動方針に基づいて組合目的達成と女性職員の労働条件の改善・地位向上をはかることを目的とする。
- 第四条 女性部に左の機関をおく。
- 一、 委員会
- 一、 常任委員会
- 第五条 女性部委員会は女性の意志を決定する機関であつて、常任委員会が必要と認められた時、また委員の三分の一以上の要求があつた場合に招集する。
- 第六条 女性部常任委員会はこの女性部の執行機関であり、役員で構成する。
- 第七条 女性部に左の役員を置く。
- 一、 女性部長 一名
- 一、 副部長 一名
- 一、 常任委員 三名以上
- 第八条 役員は委員会で選出する。女性部長及び副部長はその選出されたものの中から互選する。
- 第九条 委員は各部局から原則として一名選出する。
- 第十条 会議は構成員の過半数の出席をもつて成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
- 第十一条 役員の任期は、東職役員の任期に準ずる。
- 第十二条 この規約の改廃は委員会で審議し、東職総会の承認を得て行う。
- 第十三条 この規約は、昭和三九年四月一八日より施行する。

## 旅費規定

第一条 組合の用務により出張する場合には、この規定に基づく出張旅費を支給する。

第二条 この規定に定める出張旅費の支給を受ける者は、次の者である。

東職役員及び書記、北演支部の東職総会・委員会・演習林長交渉参加者並びに東職執行委員会が特に依頼した者。

第三条 この規定によって支給する出張旅費は次のとおりである。

交通費、宿泊費、日当

交通費、宿泊費、日当の額等については、それぞれ次のとおりとする。

交通費 実費

宿泊費 九千円

日当 二千円

参加費・交流会費 実費

第五条 この規定に明示されていない事柄については、執行委員会で決定する。

第六条 この規定の改廃は、決議機関において行う。

第七条 この規定は一九九一年一月九日より施行する。

一九九一年一月九日 第八七回定期総会にて全部改正

二〇〇〇年六月二九日 第九七回臨時総会にて一部改正、二〇〇〇年六月三〇日発効

二〇〇六年一〇月二八日第一〇八回定期総会にて一部改正、二〇〇六年八月一日発効

## 書記就業協約

第一条 この協約は、東京大学教職員組合と東職書記の会（東職に勤務する書記で構成）との間で合意した就業協約である。

第二条 すべての書記は、思想・信条・性別によつて差別されない。

第三条 書記の任命は、東職書記の会と協議し執行委員会が行い、決議機関に報告する。

執行委員会は、書記応募者の資格・資質等について十分な調査・検討を行う。

第四条

一、書記が次の各号のいずれかに該当する場合、執行委員会は職を免ずる等の措置を構することができる。

1) 組合の名誉及び利益を著しくき損した場合

2) 勤務成績が著しく悪い場合

3) その他特に必要と認められた場合

二、書記が前項の理由により処分を受ける場合、本人に十分な主張・意見及び弁明の機会を与える。

第五条 書記の勤務時間は、午前九時三〇分より午後五時三〇分までとし、内六〇分は休憩時間とする。

但し、三〇分の時差出勤をすることができる。

また、執行委員会及び決議機関には原則として出席する。

第六条

三、出勤の確認は出勤簿で行う。

二、書記が勤務時間中に事務室を離れる場合には、その所在を明かにしなければならない。

第七条

一、組合は、書記の休日・休暇・休職及び退職を東京大学教職員に準じて保証する。

二、但し、年末年始の休暇は、十二月二十八日から一月四日までとする。

第八条 休日出勤した場合、業務に支障をきたさない範囲内で振替休日をとることができる。



第九條 書記に支払われる賃金及び諸手当は別に定める賃金協約による。

第十條 組合は、書記の健康保険、厚生年金保険、労働保険の加入を実行し、所定の掛金を組合が負担する。

又、書記の年一回の健康診断を保障する。

第十一條 この協約の解釈、定めのない事項並びに改廃については、執行委員会と東職書記の会の協議により合意し、決議機関で決定する。

一九七九年一〇月二〇日 第七四回総会決定

一九九〇年一〇月一三日 第八六回総会改定

一九九二年一〇月三二日 第八八回総会改定

二〇〇四年一〇月二三日 第一〇五回総会改定

## 書記賃金協約

### 第一条

書記の賃金は、東京大学教職員就業規則一般給与表を準用する。

但し、超勤手当に替えて行動手当を支給する。行動手当は月二万円とし、役員には一万円を加算した額とする。

### 第二条

賃金の支給、昇給昇格は東京大学教職員に準ずる。但し、昇格・特別調整は次の基準に基づくものとする。

#### 一、昇格基準

次の号俸に達する時に昇格する。

一般職(一) 二級昇格 一級八号俸

一般職(二) 三級昇格 二級六号俸六月

一般職(一) 四級昇格 三級十号俸

なお、一般職(一) 五級昇格は、四級十八号俸以上で年齢四八才になる年度の昇給月とし、

一般職(二) 六級以上の昇格は、個別に執行委員会が東職書記の会と協議し決議機関で決定する。

#### 二、特別調整基準

勤続年数七年毎に昇給月に定昇の他に一号俸昇給

### 第三条

退職手当は、東京大学教職員に準ずる。

### 第四条

この協約の解釈、定めのない事項並びに改廃については、執行委員会と東職書記の会の協議により合意し、決議機関で決定する。

一九七九年一〇月二〇日 第七四回總會決定  
一九九〇年一〇月一三日 第八六回總會改定  
一九九二年一〇月三一日 第八八回總會改定  
二〇〇四年一〇月二三日 第一〇五回總會改正